

法律ネットワーク

SR・FP研究会ニュース

<http://www.jimusupport.co.jp>

頼れる企業のアドバイザー

株式会社 事務サポート

社会保険労務士 青木・小畑・斉藤・佐藤・渡邊

税理士・青木信三

〒144-0052 大田区蒲田 4-47-5 第二石井ビル 602

TEL: 03-3731-8046 FAX: 03-3731-8907

👉 注目の助成金！「女性活躍加速化助成金」とは？

◆どんな助成金なのか？

いわゆる「女性活躍推進法」が来年4月1日に施行されるのに先駆けて、自社の女性の活躍に関する「数値目標」や「取組目標」等を盛り込んだ行動計画を策定し、目標を達成した事業主に対して支給される「女性活躍加速化助成金」が創設されました。

◆いくらもらえるのか？

【Aコース】「取組目標」を達成した中小事業主（常時雇用する労働者が300人以下）

→30万円支給（1事業主1回限り）

【Nコース】「取組目標」と「数値目標」を達成した事業主（すべての企業）

→30万円支給（1事業主1回限り）

◆支給までの流れは？

【ステップ1】女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定します。

→①採用者に占める女性比率、②勤続年数の男女差、③労働時間の状況、④管理職に占める女性比率など女性の活躍状況について把握し、課題解決のための取組内容を決め、行動計画を策定します。行動計画には、①計画期間、②現状をより良くする数値目標、③数値目標達成のための取組目標、④取組実施計画、⑤長時間労働是正など働き方の改革に向けた取組を盛り込みます。

【ステップ2】策定した行動計画について、都道府県労働局への届出、労働者への周知を行い、「ポジティブ・アクション応援サイト」(*)に公表します。

【ステップ3】数値目標の達成に向けた取組を実施し、「取組目標」を達成した場合、Aコースの支給申請が可能になります。

【ステップ4】「数値目標」を達成し、達成状況を「ポジティブ・アクション応援サイト」(*)に公表した場合、Nコースの支給申請が可能になります。複数の目標がアル場合でも、どれか1つ実施した時点で申請できます。

※「ポジティブ・アクション応援サイト」は、全国の様々な企業が実際に取り組んでいる事例を紹介しているサイト (<http://www.positiveaction.jp/pa/>)。

◆支給申請方法は？

所定の支給申請書に「行動計画(写)」、「行動計画および情報の公表を行ったことがわかる資料」、「目標を達成したことを確認できる資料」等を添付して、本社管轄の都道府県労働局雇用均等室に提出します。

支給申請の期限は、目標達成日の翌日から2カ月以内です。

※厚生労働省ホームページ（「事業主の方への給付金のご案内」⇒「両立支援等助成金」）に、本助成金の詳細、支給申請書等の案内が掲載されています。

👉 実態調査で明らかになった「学生アルバイト」をめぐるトラブル

◆「ブラックバイト」の実態把握

厚生労働省は、学生アルバイトをめぐる労働条件の実態を把握して対策を講じるため、今年8月下旬から9月にかけて、大学生や専門学校生等に対しアルバイトに関する意識等調査を行い、その結果を公表しました。

調査は、全国の18歳～25歳の大学生、大学院生、短大生、専門学校生等を対象にインターネット上で実施。週1日以上、3か月以上のアルバイト経験がある1,000人からの回答を集計したものです。

◆約6割が労働条件のトラブルを経験

まず、大学生等が経験したアルバイトの業種等は、コンビニエンスストア(15.5%)、学習塾(個別指導)(14.5%)、スーパーマーケット(11.4%)、居酒屋(11.3%)の順となっており、経験したアルバイト延べ1,961件のうち58.7%で、労働条件通知書等が交付されていなかったと回答しました。

労働条件については、口頭でも具体的な説明を受けた記憶がないアルバイトが19.1%に上り、48.2%(人ベースでは60.5%)が労働条件等で何らかのトラブルがあったと回答しました。

中には、賃金の不払いや、労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかったなどといった、労働基準法違反のおそれがあるものもありました。

◆トラブルの主なもの

<労働基準関係法令違反のおそれがあるもの>

- ・準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった…13.6%
- ・1日の労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった…8.8%
- ・実際に働いた時間の管理がされていない…7.6%
- ・時間外労働や休日労働、深夜労働について、割増賃金が支払われなかった…5.4%

<その他労使間のトラブルと考えられるもの>

- ・採用時に合意した以上のシフトを入れられた…14.8%
- ・一方的に急なシフト変更を命じられた…14.6%
- ・採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた…13.4%
- ・一方的にシフトを削られた…11.8%

◆業界団体を通じて改善要請

これを受けて厚生労働省は、経団連や日本商工会議所に対し、法令を順守し、無理な人員配置はしないよう文書で要請することなどを決めました。また、今年12月から来年2月にかけて、高校生と大学生に労働関係法令の基礎知識を解説するセミナーを全国で開く計画です。



マイナンバー通知カードまだ届きません。届かないとなにか不安ですよね。皆さんの所は届きましたか？大田区では26日に届いたそうですが私の住んでいる横浜は何時になるのでしょうか？別に早く欲しい訳ではありませんが電車のつり広告にマイカード制度早くもほころびの前兆と載っているのを見るにつけ、罰則ばかり厳しいことを私たちに押しつけて役所はなにをしているのか怒るよりも呆れています。通知カード配達地域差が詐欺グループに付け込まれ高齢者を狙う巧妙手口が横行しているとのこと。マイナンバーに便乗した不審な電話にはくれぐれも注意が必要です。ひとり暮らしへ多額の預金を持っているお年寄りをみつけるためだそうでオレオレ詐欺の犯人グループは、独居高齢者の情報を集めており、資産状況などの情報は高値で売買されているそうです。私達もいつ詐欺にかかるかもしれません、おかしいと思ったらまずは家族、友人、隣組、警察に連絡することを心がけていきましょう。今年も残すところわずかになりました。終わり良ければ総て良しで新年を迎えたいですね。今年一年ありがとうございました。